

授業料（入学料）免除申請書類作成のQ & A

この書類と併せて、必ず授業料（入学料）免除申請要領の「授業料（入学料）免除申請書【別紙1】記入上の注意」を確認してください。

【授業料免除制度について】

Q1：授業料免除の書類提出期限に間に合わないので提出締め切り日以降に書類を提出してもいいですか？

A1：期限を守っている他の申請者との公平性を保つため、特定の方だけに期限を越えて申請を認めることはできません。必ず書類提出期限までに申請してください。

※書類提出日当日に学会等の学校の用務が重なってしまった場合には事前に工学部教務課までご連絡ください。事前連絡なしに期限を過ぎてしまった場合、いかなる理由であれ書類を受理することはできませんので重々注意してください。

Q2：前期（4月～9月）授業料免除を申請しましたが、後期（10月～3月）も継続して免除を受けるためには再度の申請が必要ですか？

A2：不要です。前年度3月に申請をした方は、前期・後期の同時申請となるため、前期分を申請すれば後期分の再申請は不要です。

Q3：今年の授業料を全額免除してもらっていますが、申請すれば来年度も全額免除になりますか？

A3：確実に全額免除になるとは限りません。申請者本人の世帯収入が前回申請時から変更がなかったとしても、年度によっては申請者以上に困窮している学生から多数免除申請がある場合もありますので、免除の結果を確約することはできかねます。

Q4：兄が他の国立大学で全額免除を受けています。名古屋大学でも全額免除を受けることはできますか？

A4：授業料免除の審査は各大学の基準、枠に基づいて審査が行われます。そのため、家計状況が全く同じ兄弟であっても、大学あるいは課程（学部と修士、博士）が異なると、同じ審査結果にならないこともあります。

Q5：前後期同時申請をして前期と後期の判定結果が異なることはありますか？

A5：前後期同時申請は、前期分及び後期分の授業料免除の申請を一括して前期に申請で

きるものであり（後期分について申請を省略することができる）、前期分と後期分の授業料免除を一括して判定されるものではありません。

【申請書の書き方について】

Q 6：記入日の日付や学年はどのように書けばいいですか？

A 6：平成30年度分の申請になりますので、日付は平成30年4月1日とし、学年や所属、年齢などは平成30年度の情報になるように記入時に注意してください（大学院博士前期/後期に入学・進学予定の方は学籍番号を未記入のままにしておいてください）。

Q 7：記入ミスをしてしまいました。

A 7：訂正部分を二重線で取り消し、その上から訂正印（シャチハタ不可）を押して、余白に正しい情報を記入してください。

※学費に関する重要な書類ですので、本人の意志による書面変更であることを確認するためにも訂正印は必須です。

Q 8：生別/死別した父の氏名・年齢（享年）等の情報は記載する必要がありますか？

A 8：カッコ〔 〕書きで氏名・年齢の記入をお願いします（ただし、年齢については、どうしても確認できない場合は未記入でも結構です）。

Q 9：別紙1の家族の収入の書き方がよくわかりません。

A 9：「授業料免除申請書【別紙1】記入上の注意」をよく確認してください。どの項目にも該当しないような収入がある場合には、書類提出時に教務課に相談してください。

【収入に関する証明書について】

Q 10：母が昨年途中にアルバイトを辞めたのですが、アルバイトであっても退職の証明書は必要ですか？

A 10：正職員の退職と同様、退職証明書が必要です。源泉徴収票に退職した年月が記載されていれば源泉徴収票のみの提出で問題ありませんが、源泉徴収票に退職年月が記載されておらず、退職証明書もないと、そのアルバイト収入が無くなることの証明ができないため、現在もその収入を得ているものとして計上されます。

Q 1 1 : 母が複数の会社でパートをしていますが、それぞれの源泉徴収票が必要ですか？

A 1 1 : 正職員、パート（アルバイト）などの雇用形態に関わらず、勤務先すべての源泉徴収票が必要です。

Q 1 2 : 母が1日だけの派遣の仕事をしたのですが、この仕事の情報も必要ですが？

A 1 2 : 人材派遣会社に登録して行った業務のように、支払われた給与に対して源泉徴収票が発行され、所得証明書に収入金額が計上されている場合には、その仕事についても別紙1に記載をお願いいたします。なお、短期の仕事については、その期間が分かる（期間終了に伴い、現在は職に就いていないことが確認できる）書類の提出をお願いします。この書類がないと、この派遣の仕事が一時的な臨時収入ではなく、毎年の定期収入だと判断され、家計収入に算入されることになります。

Q 1 3 : 父が定年後、退職せずに、正社員から嘱託社員へと雇用形態が変更になりましたが、何か証明書が必要ですか？

A 1 3 : 必要です。雇用形態が変更されたことにより、給与が大きく変更している可能性があります。雇用形態が変更された年月から1年分の給与見込の証明書（別紙4）と、雇用形態が変更されたことが証明できる、人事異動の発令通知書などの写しを提出してください。

給与見込み証明の提出がないと、給与が変更になる前（金額の大きい方）が家計収入として算入されます。

Q 1 4 : 父が昨年の10月から病気のため休職していますが、申請書にはどのように書けばいいですか？

A 1 4 : 会社から発行された休職（欠勤）が証明できる書類と、休職中の給与が確認できる書類（別紙4 給与見込証明書や、傷病手当等）の提出をお願いします。休職の事実と、休職中の収入に関する証明がないと、源泉徴収票の金額でもって家計収入が判断されます。

Q 1 5 : 生別した父からの養育費はありません。養育費がない場合にも、何か書類の提出が必要ですか？

A 1 5 : 書類の提出等は不要です。家族構成状況欄下の【その他】に情報を記入してください。

さい。また、養育費がある場合でも、別紙1に情報を記入していただくだけで結構です。(養育費の支払いが確認できる書類の提出は不要です)

Q16：父親が自営業を営んでおり、母は父の会社で働いています（専従者）。この場合の母の収入の証明書は確定申告書の写しだけでいいですか？

A16：確定申告の写しで構いません。

【申請書に記載する家族の扱いについて】

Q17：申請書に記載する家族の範囲を教えてください

A17：本人と学資負担者（父母等）、学資負担者の扶養下にある者として。扶養を外れた祖父母、兄弟姉妹については原則として世帯の構成員に含めません。

Q18：家計支持者の扶養親族だが別居している家族について、住民票は必要ですか？

A18：扶養親族であって別居している家族については、住民票は不要です。

Q19：兄が〇〇神学校に通学していますが、就学者に含まれますか？

A19：宗教学校や自動車学校、予備校などの【各種学校】という種別に該当する学校に通学している者は就学者には含まれません。就学者を除く家族欄に記載し、所得に関する証明書一式の用意をお願いします。

Q20：弟が専門学校に通学していますが、就学者に含まれるかどうか、判断基準がよくわかりません。

A20：専門学校のうち、専修学校（専門課程・高等課程）に該当する学校に通学している場合には、就学者として判断されます（おおよそ2年制以上の学校が該当していることが多いです）。専修学校（一般課程）は、予備校に該当しますので、この一般課程の専修学校に通学している者は、就学者には該当しません。

Q 2 1：弟は地方の大学に通学しており、弟のみアパートを借りて1人暮らしをしています。家族構成状況欄にはどのように記載すればよろしいでしょうか。

A 2 1：弟は単に下宿しているのみで、両親の被扶養者になっているケースがほとんどだと思います。家族構成状況欄の就学者欄に弟の情報を記入して頂き、【自宅外通学】に○を付けたうえ、下記のようにご対応をお願いします。

■弟が住民票を下宿先に移している場合・・・申請者家族と弟それぞれの住民票を提出してください。

■弟が住民票を下宿先に移しておらず、他の家族と同一の住民票に記載がある場合・・・別居していることを確認するために、賃貸借契約書の写しを提出してください。

【独立生計（一般学生）の申請について】

Q 2 2：親と同居していますが、独立生計者として申請できますか？

A 2 2：できません。同居の場合、光熱水費等の生活費を親と共有しているものと判断されるため、独立生計者として認められません。独立生計者として申請するためには、以下の基準をすべて満たしている必要があります（別紙【独立生計者としての申請資格について】を参照し、申請資格を満たしているかどうかよく確認してください）。

- ① 所得税法上、祖父母の扶養親族ではない
- ② 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される
- ③ 父母等と別居している
- ④ 健康保険の被保険者である

Q 2 3：日本学術振興会特別研究員として4月からの採用内定をもらっています。証明書は内定通知書を提出すればいいですか？

A 2 3：内定通知ではなく、採用決定の通知書の写しの提出をお願いします。ただし、採用決定通知の用意が、授業料免除申請書類受付日には間に合わないと思いますので、事前に日本学術振興会に連絡し、いつ頃採用通知を受け取ることができるか分かるようにしておいてください。

Q 2 4：日本学術振興会特別研究員として4月からの採用内定をもらっていますが、採用される年の1月～3月の間にアルバイトをしていました。この間の収入の取り扱いはどの

ようになりますか？

A 2 4 : アルバイトの退職証明書の提出があれば、アルバイトの収入は0円とみなし、学振の金額のみが収入として判断されます。